

令和6年度市町村企業版ふるさと納税支援事業 業務委託仕様書（公募用）

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

令和6年度市町村企業版ふるさと納税支援事業業務委託

2 本業務の目的

地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）を活用した企業からの寄附は、市町村及び県（以下「市町村等」という。）にとって、地域の魅力創造・発信の取組を推進するための貴重な財源であり、多くの市町村等でその獲得に取り組んでいる。一方、市町村等が個別に企業へ寄附を募ることは効率的ではないことに加え、企業の視点からは寄付対象事業を比較検討することが困難という現状がある。

本業務は、広域自治体である県が市町村等と寄附見込企業とを集め、寄附対象事業の紹介等を行うマッチング交流会の開催などを行うことで、市町村等の寄附獲得支援や市町村等と企業とのパートナーシップ連携を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日までとする。

4 委託業務の内容

(1) 市町村等と寄附見込企業のマッチング交流会等の開催	
ア 目的	市町村等の企業版ふるさと納税の寄附件数・寄附金額の増加及び企業とのパートナーシップ連携を促進することを目的とする。
イ 業務内容	① 寄附見込企業をマッチング交流会に集めるための企業向けセミナーの開催（オンライン開催も可。1回以上） ② 市町村等と寄附見込企業を集めたマッチング交流会の開催（現地開催。1回以上） ③ 寄附対象事業の企画・立案段階から連携することを希望する市町村等と企業との事業企画マッチングの実施 ④ マッチング交流会後の寄附獲得やパートナーシップ連携の促進に向けた市町村等及び企業へのフォローアップの実施
ウ 提案要件	令和5年度のマッチング交流会では、特定の市町村のみに企業の相談が集中すること、企業に紹介する市町村等の寄附対象事業が既に企画・立案されているため企業のニーズに合っていない

	<p>いこと、また、マッチング交流会後の市町村等及び企業へのフォローアップが必ずしも十分ではないことなどの課題があった。</p> <p>上記の課題を踏まえ、令和6年度の本業務を通じ、多くの市町村等において、より多くの寄附が獲得できるよう、以下の項目について創意工夫ある提案を求める。</p> <p>については、以下の点について理由を付して提案すること。</p> <p>① 企業向けセミナーの開催（現地又はオンライン開催）</p> <p>i 寄附の意向が高い企業をより多く集めるための具体的な方法（開催方法、開催回数、会場、当日のスケジュール、スタッフの人数及び役割を含む。）</p> <p>ii 参加企業の選定基準及び提案時点で見込める参加企業名（5社以上。県外に本社を置く企業に限る。）</p> <p>iii 最低参加企業数及び目標参加企業数（参加企業は県外企業を主とする。）</p> <p>② マッチング交流会の開催（現地開催）</p> <p>i 寄附の意向が高い企業をより多く集めるための具体的な方法（開催方法、開催回数、会場、当日のスケジュール、スタッフの人数及び役割を含む。）</p> <p>ii 参加企業の選定基準及び提案時点で見込める参加企業名（5社以上。県外に本社を置く企業に限る。）</p> <p>iii 最低参加企業数及び目標参加企業数（参加企業は県外企業を主とする。）</p> <p>③ 事業企画マッチングの実施</p> <p>i 寄附対象事業の企画・立案段階から市町村等と連携することを希望する企業を集める具体的な方法</p> <p>ii iの企業と県が提示する事業企画マッチングに興味のある市町村等が連携し、寄附対象事業の企画・立案から寄附獲得までを繋げる具体的な方法</p> <p>④ マッチング交流会後のフォローアップの実施</p> <p>マッチング交流会後の寄附獲得やパートナーシップ連携の促進に向けた市町村等及び企業へのフォローアップの具体的な方法</p>
(2) SDGs 及び ESG の視点から寄附企業を紹介する報告書の作成	
ア 目的	SDGs 及び ESG の視点から寄附企業を紹介する報告書を作成し、企業が寄附を行うことに対するインセンティブを高めることを目的とする。

イ 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 寄附企業、寄附事業の概要及び寄附企業が SDGs 及び ESG の視点で評価される寄附を実施している旨が分かる報告書であって、寄附企業のインセンティブとなる報告書の作成 ② サイズはA4で作成し横書き右開きとすること（デザインの関係で縦書きを含めることは差し支えない。）。また、企業イメージの写真、画像等を掲載することとし、写真、画像等の使用許可を得ること。
ウ 提案要件	作成した報告書を活用するなど、企業の寄附へのインセンティブを高めるための効果的な取組
(3) 共通事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 月1回以上の定例報告を行うこと。 ② 企業の決算期などを踏まえ、仕様に定める成果を業務期間内に確実に達成するための手法を提案すること。また、寄附の受入が業務期間後になってしまう場合であっても市町村等が確実に寄附を受け入れる工夫について提案すること。 ③ 業務期間完了後に本事業に係る寄附が生じた場合、県への報告に協力すること。 ④ 事業実施に当たっては、あらかじめ年間計画を立て計画的に実施することとし、実施期間中責任を持って適切な運用管理を行うことができる体制等について提案すること。 ⑤ 提案内容の企画及び実施、実施後のフォローアップに要する費用は全て受託者が負担するとともに、受託者が責任を持って事業を実施できる提案であること。 ⑥ 実施に当たっては、委託者と事前に調整及び協議をしながら進めることとし、円滑な調整・協議の方法について提案すること。

5 実施結果報告書

受託者は、委託者へ業務完了報告書を提出するときは、これに併せて事業実施の具体的内容及び成果等について記載した実施結果報告書を作成し提出すること。なお、成果については、数値等できるだけ具体的かつ客観的に示すこと。

6 その他

(1) 第三者への委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 委託業務に関して知り得た秘密

委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 個人情報の取扱い

委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(4) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。

(7) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。

(8) 人物画像の取扱い

本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

(9) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。